

倭京から藤原京へ

——律令国家と都城制——

はじめに

一 研究史の整理と問題の所在

二 構成要素の分析

三 倭京から藤原京への展開

おわりに

論文要旨

都城は、皇帝（天皇）の專制を実現するための施設であり、國家の権力機構のあり方を、防備的施設のなかに、固有の形をとつて表現したものにはかならず、都城の形成と古代国家の成立は相即的な関係にあると考えられる。通説によれば、持統八年（六九四）の藤原京への遷都によりわが国では中国的な都城がはじめて成立したとされ、藤原京の条坊復原については、現在のところ岸俊男氏の見解が通説となっている。京内については、発掘調査によってほぼその妥当性が確かめられつつあるが、宮城内先行条坊道路や京外条坊道路の発見は、新たな問題を提起し、通説よりも大きな条坊京城を想定する「大藤原京」という仮説も提示されている。こうした新たな発掘成果をふまえた都城制成立過程の分析が現段階では求められている。

本稿では、都城制の成立要件である京職・条坊施行・東西市・京内寺院・皇子宮などの視角から分析をおこない、倭京から新城・新益京を経て、藤原京に

いたる変遷を、古代国家の成立過程と密接な連関を有するものとして論じた。倭京的な宮都は、大和王権が大王と王族・豪族との人格的な関係を基礎とするのに対応し、大王宮の周辺に皇子宮や豪族の居宅が散在する景観を示す。大王による人格的支配を基礎を置くため、代替わりごとの支配機構の再編に対応して、「遷宮」が必要とされた。これに対して、律令制下の都城制の特徴は、天皇の住居たる内裏が京内の他の邸宅とは隔絶した存在となり、王族・貴族から一般百姓に至る位階制秩序を京という平面空間で実現させたことにある。律令制下の京は、在地との関係から切放された官人が、数詞によって表示された人為的条坊空間内に、位階に応じて位置と規模を定めた宅地を班給され、天皇の支配地という觀念を意識的に作り出す場であり、京戸としての一体性・平等性と優越性を感じさせる場であった。

仁 藤 敦 史